平成２９年（フ）第４７号
北海道根室市西浜町７丁目71番地
破産者　奈良　　勉
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第５１号
北海道野付郡別海町別海川上町４番地の２
別海町職員住宅88号
破産者　長尾　富博
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第５２号
北海道標津郡標津町字川北181番地29
破産者　伊藤　富夫
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第７０号
青森県平川市吹上平岡２番地６
破産者　成田　俊之
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第１１１号
青森県弘前市大字山王町２番地８　幸邑ハイツ10号
破産者　小田桐良和
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第２３６号
秋田市保戸野八丁24番23号
破産者　渡部　　誠
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２３号
栃木県足利市今福町347番地１レジデンス足利742、破産手続開始決定時の住所福島県南相馬市鹿島区大内字長岡20―１日起建設(株)長岡宿舎８－２
破産者　小林　　智
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２９年（フ）第２８１４号
横浜市鶴見区鶴見中央３丁目18番12―208号
破産者　森　　雅弘
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８９０号
横浜市青葉区奈良２丁目28番地７　セナング奈良の丘Ⅱ　Ｃ棟101
破産者　工藤　　誠
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２１号
新潟県長岡市福道町724番地５、開始決定時の住所新潟県長岡市中瀬２丁目６番地21　ケンズハイムⅢ　Ⅱ号棟
破産者　金澤　　守
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１０２号
岐阜県大垣市長松町390番地３
破産者　小池　孝義
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第１１５号
岐阜県養老郡養老町下笠1866番地16
破産者　清川　秀一
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第３５９号
静岡県藤枝市北方462番地の２、旧住所静岡県焼津市西小川３丁目17番地の13
破産者　押尾　克典
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５６号
滋賀県彦根市芹川町927番地１（102号）、前居所京都市南区吉祥院東砂ノ町42―３
破産者　岩口　　司
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１６８号
滋賀県東近江市蒲生堂町328番地535
破産者　北村　空悟
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第５２号
和歌山県西牟婁郡上富田町岡26番地の２　サニーヒルアネックス213号、前住所和歌山県西牟婁郡上富田町朝来326番地の184
破産者　山嵜　正人
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第８８９号
広島市安佐南区伴東７丁目14番35―202号
破産者　小早川　裕
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９７号
山口県下関市山の田北町３番20―401号　稗田県営住宅20号棟
破産者　衛藤　誠一
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係